

## 一般国道165号及び一般国道166号（南阪奈道路）に関する協定の 一部を変更する協定

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と西日本高速道路株式会社は、高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第6条第1項及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）第13条第1項の規定に基づき、平成18年3月31日付けで締結した「一般国道165号及び一般国道166号（南阪奈道路）に関する協定」の一部を次のように変更する協定を締結する。

別紙6中、1.(2)のうち、イ中、「休日」を「休日(ただし、平成21年12月26日及び平成21年12月27日を除く。)」に改め、イ中、「休日」を「休日(ただし、平成21年12月26日及び平成21年12月27日を除く。)、平成22年2月12日、平成22年4月30日、平成22年9月24日、平成22年11月22日、平成22年12月24日及び平成23年1月3日」に改める。を②とし、の次に次のとおり加える。

## 休日バス割引

### イ 割引をする自動車

休日(ただし、平成21年12月26日及び平成21年12月27日を除く。)に通行する自動車(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第3条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員11人以上のものに限る。)のうち、道路運送法(昭和26年法律第183号)第4条第1項に規定する許可を受けて、同法第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が当該許可に係る通行をする自動車又は同法第4条第1項に規定する許可を受けて同法第3条第1号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を営業者が当該許可に係る通行をする自動車若しくは同法第4条第1項及び同法第21条第2号に規定する許可を受けて一般貸切旅客自動車運送事業を営業者が当該許可に係る通行をする自動車で、大口・多頻度割引の適用に関する契約を3会社のいずれかと締結した利用者の自動車(3会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための3会社のいずれかへの登録がなされている場合に限る。)

### ロ 割引率

割引率は、30パーセントとする。

## 八 実施する期間

西日本高速道路株式会社が別に定める日から平成23年3月31日まで。

## 平成21年度年末年始期間特別割引( )

### イ 割引をする自動車

八に定める期間の午前4時から午前6時までの間又は午後8時から翌午前0時までの間に通行する全自動車のうち、ETCクレジットカード、ETCパーソナルカード又はETCコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車(ETCシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能になった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。)

### ロ 割引率

1.(2)ロに定める割引率を適用する。

## 八 実施する期間

平成21年12月26日、平成21年12月27日。

平成21年度年末年始期間特別割引( )

イ 割引をする自動車

八に定める期間の午前6時から午後8時までの間に通行する全自動車のうち、ETCクレジットカード、ETCパーソナルカード又はETCコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車(ETCシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能になった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。)

ロ 割引率

1.(2) ロに定める割引率を適用する。

八 実施する期間

平成21年12月26日、平成21年12月27日。

平成21年度年末年始期間特別割引( )

イ 割引をする自動車

八に定める期間に通行する普通車のうち、ETCクレジットカード、ETCパーソナルカード又はETCコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車(ETCシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能になった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。)

ロ 割引率

1.(2) ロに定める割引率を適用する。

八 実施する期間

平成22年1月4日、平成22年1月5日。

平成21年度年末年始期間特別割引( )

イ 割引をする自動車

八に定める期間に通行する自動車(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第3条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員11人以上のものに限る。)のうち、道路運送法(昭和26年法律第183号)第4条第1項に規定する許可を受けて、同法第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が当該許可に係る通行をする自動車又は同法第4条第1項に規定する許可を受けて同法第3条第1号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を営業者が当該許可に係る通行をする自動車若しくは同法第4条第1項及び同法第21条第2号に規定する許可を受けて一般貸切旅客自動車運送事業を営業者が当該許可に係る通行をする自動車で、大口・多頻度割引の適用に関する契約を3会社のいずれかと締結した利用者の自動車(3会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための3会社のいずれかへの登録がなされている場合に限る。)

ロ 割引率

1.(2) ロに定める割引率を適用する。

八 実施する期間

平成22年1月4日、平成22年1月5日。

1.(2)㉑を次のとおり改める。

㉑割引相互間の適用関係

イ から 及び から に定める割引のうち2以上の割引適用要件に該当する自動車の場合、各々の割引を適用して算出した額のうち、最も低い額となる割引のみを当該自動車に適用する。

ロ 及び 、 及び 並びに から に定める割引相互間の重複適用関係は別添2のとおりとする。

別添2を次のとおり改める。

別添 2

割引相互間の重複適用関係

( 1 ) 重複適用の有無

	マイレージ																		
前納	×	前納																	
三線			三線																
障割				障割															
深夜				×	深夜														
通勤				×	×	通勤													
平夜				×	×	×	平夜												
平夜				×	×	×	×	平夜											
平深				×	×	×	×	×	平深										
休深				×	×	×	×	×	×	休深									
平昼				×	×	×	×	×	×	×	平昼								
休昼				×	×	×	×	×	×	×	×	休昼							
休特				×	×	×	×	×	×	×	×	×	休特						
休バス	×	×		×									×	×	休バス				
年末				×	×	×	×	×	×	×	×	×	×		年末				
年末				×	×	×	×	×	×	×	×	×	×		×	年末			
年末				×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	年末		
年末	×	×		×									×	×	×		×	年末	

(注)「マイレージ」、「前納」、「三線」、「障割」、「深夜」、「通勤」、「平夜」、「平夜」、「平深」、「休深」、「平昼」、「休昼」、「休特」、「休バス」、「年末」、「年末」、「年末」及び「年末」は、それぞれ、マイレージ割引、ETC前納割引、ETC連続利用割引、障害者割引、深夜割引、通勤割引、平日夜間割引( )、平日夜間割引( )、平日深夜割引、休日深夜割引、平日昼間割引、休日昼間割引、休日特別割引、休日バス割引、平成21年度年末年始期間特別割引( )、平成21年度年末年始期間特別割引( )、平成21年度年末年始期間特別割引( )及び平成21年度年末年始期間特別割引( )を指すものとし、縦と横の交差の記号が、は重複適用有り、×は重複適用無しを示す。

( 2 ) 重複適用の順序

適用の順序	割引の種類
1	E T C 連続利用割引
2	障害者割引、深夜割引、通勤割引、平日夜間割引 ( )、平日夜間割引 ( )、平日深夜割引、休日深夜割引、平日昼間割引、休日昼間割引、休日特別割引、平成 2 1 年度年末年始期間特別割引 ( )、平成 2 1 年度年末年始期間特別割引 ( ) 又は平成 2 1 年度年末年始期間特別割引 ( )
3	休日バス割引又は平成 2 1 年度年末年始期間特別割引 ( )
4	マイレージ割引又は E T C 前納割引

この協定の締結を証するため、本協定書 2 通を作成し、記名押印の上、各々 1 通を保有する。

平成 2 1 年 1 2 月 2 日

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構  
理 事 長 勢 山 廣 直

西日本高速道路株式会社  
代表取締役会長 石 田 孝